

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ開発・運営管理業務委託契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータ及び受託業務を通じて知りえた秘密等の取り扱いについて、受託者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、委託者からの提供や本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者等についても適用する。
- 4 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び委託者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(藤沢市個人情報の保護に関する条例の遵守)

- 第2条 受託者は、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3条 受託者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。
- 2 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、委託者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

- 第4条 受託者は、本契約に係るデータを委託者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(データの複写及び複製の禁止)

- 第5条 受託者は、本契約に係るデータを委託者の承認を得ずして、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

(安全管理義務)

第6条 受託者は、本契約に係るデータの取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、情報の無断持ち出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持ち出す場合には、暗号化等の措置をおこない、委託者の承認を得たうえで、様式第2号「情報持ち出し管理簿」に記録すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、本契約終了時まで、本契約に係るデータを返却又は復元不可能な状態にした後に廃棄すること。廃棄する場合は、様式第3号「廃棄証明書」を委託者に発行しなければならない。

3 受託者は、委託者の環境にパソコンおよびデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「パソコン及びデータ持ち込み申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(記録媒体の取扱い)

第7条 受託者は、委託者の情報資産に記録媒体等を接続する場合及び成果物等を記録媒体等で委託者に提出する場合には、最新の状態に保たれたウイルス対策ソフト等を使用し、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書き込まれていないことを確認し、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を発行しなければならない。

(記録媒体の廃棄)

第8条 受託者は、本契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあつては、確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第3号「廃棄証明書」を発行しなければならない。

(監督及び監査)

第9条 委託者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、受託者及び再委託先に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立ち会うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(従業者に対する教育の実施)

第10条 受託者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、

委託者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により委託者に提出しなければならない。

(事故発生 の 報告義務)

第 1 1 条 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、本契約に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第 1 2 条 委託者は、受託者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 1 3 条 受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第 1 4 条 委託者は、本仕様書に定める各様式を、藤沢市ホームページにて公開するものとする。

以上